

控除廃止の影響に係るPT報告書 (概要版)

控除廃止の影響に係るPT

扶養控除見直しによって影響が生じるケース

【平成22年度税制改正における扶養控除見直しの内容】

- ① 年少扶養控除の廃止
- ② 16～18歳の特定扶養控除の上乗せ分廃止（16～18歳の扶養親族については、特定扶養控除から一般扶養控除の対象へ移行）

【Ⅰ】税額等に応じて、料金等を設定している場合（33制度）

※非課税を料金の決定要件としている場合も含む

<保育所の保育料の場合>

（所得税額）	（保育料）
～40,000円の場合	30,000円
40,000円～103,000円の場合	44,500円 等

（対応を講じない場合）

扶養控除の見直しにより、所得税額が3万円から4.9万円になった場合、保育料は3万円から4.45万円に上昇

【Ⅱ】税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している場合（8制度）

<公営住宅の入居等に用いる基準収入の場合>

給与所得者の夫・控除対象配偶者・18歳の特定扶養親族の例
(給与所得－配偶者:38万円－特定扶養親族:58万円)/12

※一般扶養親族の場合、差し引く金額は38万円

（対応を講じない場合）

18歳の子が一般扶養親族に移行した場合、基準収入が上昇し、家賃が上昇するケースも生じうる

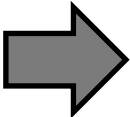
※制度の数は平成22年1月現在の各省からの聞き取り調査に平成22年4月から実施された高等学校等就学支援金制度を加えたもの

扶養控除見直しの影響への対応案(想定される選択肢のイメージ)

税額等を活用しない方式(第1方式)

あらゆる諸控除見直しの影響を受けないという観点からは、将来的には望ましい方式

(例)住民税額を活用

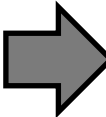


収入・所得金額を活用
(一定の調整を加えることもありうる)

簡便な調整方式(第2方式)

扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断するという観点からは望ましい方式

(例)住民税額を活用



新基準額 = 住民税額 - 調整額(例:子の数 × 3.3万円)等を活用

特定扶養親族の定義見直しに合わせて優遇対象の定義を変更

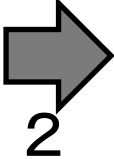
- <定義変更前> 特定扶養親族を有する場合には料金等を優遇
- <定義変更後> 特定扶養親族(19~22歳)及び16~18歳の扶養親族を有する場合には料金等を優遇

モデル世帯方式(第3方式)

真にやむを得ない事情がある場合に限って採用することができる方式

「モデル世帯:夫婦子二人 → 扶養控除見直しにより、住民税が6.6万円増」

(例)住民税額5万円以下の者:利用料1万円



住民税額11.6万円以下の者:利用料1万円

留意事項

- 第1方式～第3方式による対応が困難又は不合理である場合には、激変緩和措置等により対応することも考えられる。
- 今後、社会保障・税に関わる番号制度が導入された場合には、当該制度の内容や活用方法を踏まえ、さらなる抜本的な見直しを検討。
- P2のいずれの方式を採用する場合であっても、国・都道府県・市町村の事業担当部局等の円滑な事務執行を支援するため、本人の同意等を前提に、市町村の税務部局が保有する扶養親族に関する情報を活用するなどこれらの部局間の連携が必要。
- 高校の実質無償化及び特定扶養控除の見直しに伴い現行よりも負担増となる家計への「適切な対応」については、文部科学省の教育費負担の軽減や進学支援などの施策を積極的に活用するほか、「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日 子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された若者の育成支援など関係府省の施策の活用も含め、関係府省が連携して幅広く検討。
- 上記の選択肢を基本としつつ、控除廃止の影響を受ける制度の所管府省において、最も適切な対応策を検討。現時点における各制度の対応の方向性はP4のとおり。

(参考資料)扶養控除見直しによって影響が生じる制度及び対応の方向性

① 税額等を活用しない方式 ② 簡便な調整方式 ③ モデル世帯方式 ④ その他

＜税額等に応じて料金等を設定している制度＞【注】②(③)とあるのは、「②の方向で検討するが、詳細な検討の結果②で対応することが現実的に困難な場合は③で対応する」という趣旨。

関連制度	所得税	住民税	現時点における対応の方向性
国民健康保険税		○	①
狩猟税		○	②
幼稚園就園奨励費補助		○	②(③)
高等学校等就学支援金		○	②(③)
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	○	○	②
自動車事故被害者等への生活及び学資資金の給付等	○	○	②
国民健康保険の保険料(介護保険2号被保険者の介護納付金を含む)		○	①・②
国民健康保険制度における医療費等の自己負担		○	②(③)
後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担		○	②(③)
保育所の保育料	○		②(③)
児童入所施設等の入所者の自己負担	○	○	②(③)
助産の実施における自己負担	○	○	②(③)
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付における自己負担	○	○	②(③)
小児慢性特定疾患に係る医療費の自己負担	○		②(③)
未熟児への養育医療の自己負担	○	○	②(③)
結核児童の療育費の自己負担	○	○	②(③)
障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担		○	②(③)
障害者自立支援制度における障害者自立支援医療の自己負担		○	②(③)
障害者自立支援制度における補装具費の支給の自己負担		○	②(③)
障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担	○	○	②(③)
精神障害者の措置入院費の自己負担	○		②(③)
肝炎治療特別促進事業における自己負担		○	②(③)

関連制度	所得税	住民税	現時点における対応の方向性
特定疾患治療研究事業における自己負担	○		②(③)
難病患者等居宅生活支援事業における自己負担	○		②(③)
ハンセン病療養所の非入所者に対する給与金の支給基準		○	②(③)
原爆被爆者に対する家庭奉仕員派遣の利用要件	○		②(③)
原爆被爆者が訪問介護を利用した場合の助成の利用要件	○		②(③)
感染症の患者に対する措置入院の自己負担	○		②(③)
養護老人ホームへの入所要件		○	②(③)
養護老人ホームの扶養義務者負担	○	○	②(③)
軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の自己負担	○	○	②(③)
職業転換給付金の支給基準	○		②(③)
中高年齢失業者等求職手帳の支給基準	○		②(③)

＜税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している制度＞

関連制度	所得税	住民税	現時点における対応の方向性
公営住宅等制度(入居収入基準の算出)	○		②
公営住宅等制度(家賃の額の算出)	○		②
公営住宅等制度(家賃に係る補助額の算出)	○		②
児童扶養手当の支給基準	○		②(③)
母子家庭自立支援給付金の支給基準	○		②(③)
特別児童扶養手当等の支給基準	○		②(③)
国民年金保険料等の申請免除基準	○		②(③)
20歳前障害に基づく障害基礎年金等の支給基準	○		②(③)

※関連制度は各府省への照会等(平成22年1月)に基づき総務省でとりまとめた後、平成22年4月から開始の高等学校等就学支援金を加えたもの。
 ※国民の負担に直接影響があるもの4。さらに、住民税額等を活用している地方団体独自の制度もある。